

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則（平成 30 年神奈川県規則第 27 号）新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 当該届出に係る特別償却設備が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）<u>第 12 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであることを確認できる書類（前項第 3 号に掲げる届出書の提出を行う場合を除く。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 当該届出に係る特別償却設備が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）<u>第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであることを確認できる書類（前項第 3 号に掲げる届出書の提出を行う場合を除く。）</p> <p>(2)～(5) (略)</p>